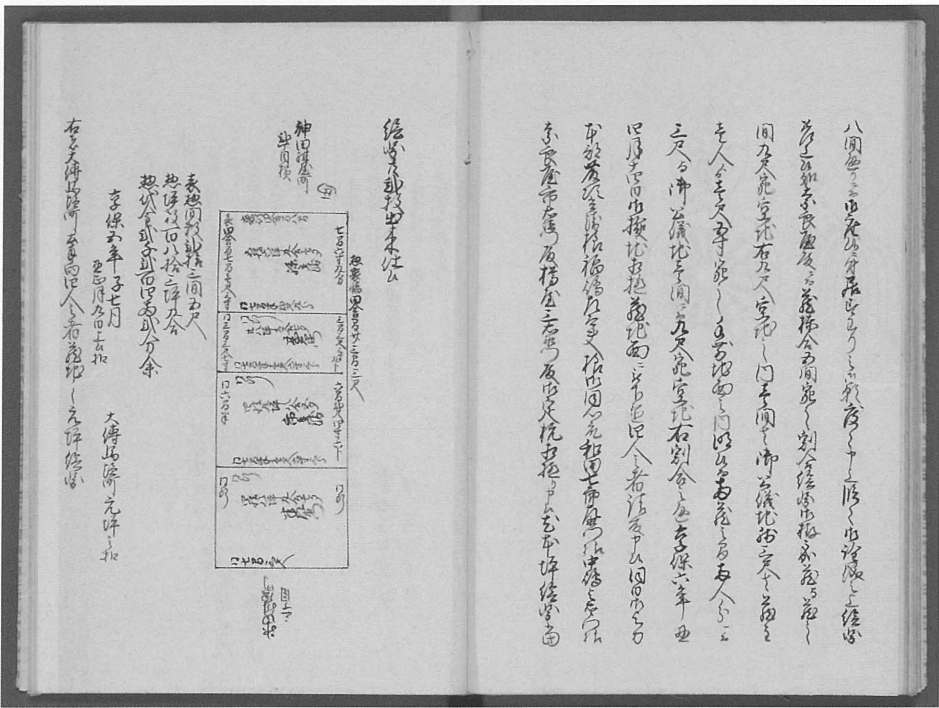


江戸東京博物館史料叢書9

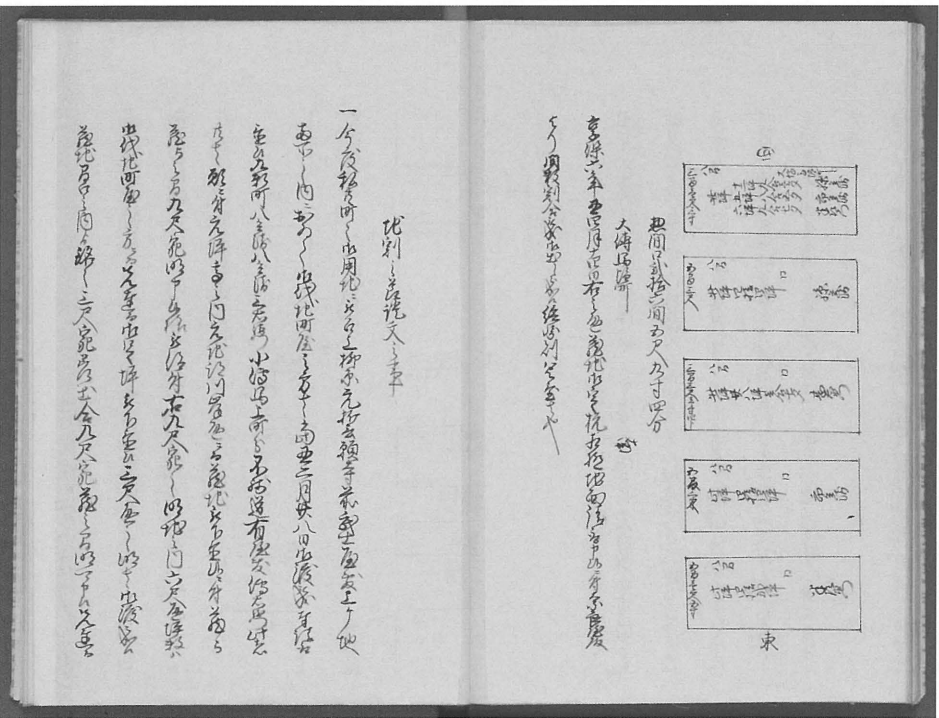
江戸大伝馬町名主馬込家文書 旧記

東京都江戸東京博物館  
都市歴史研究室編

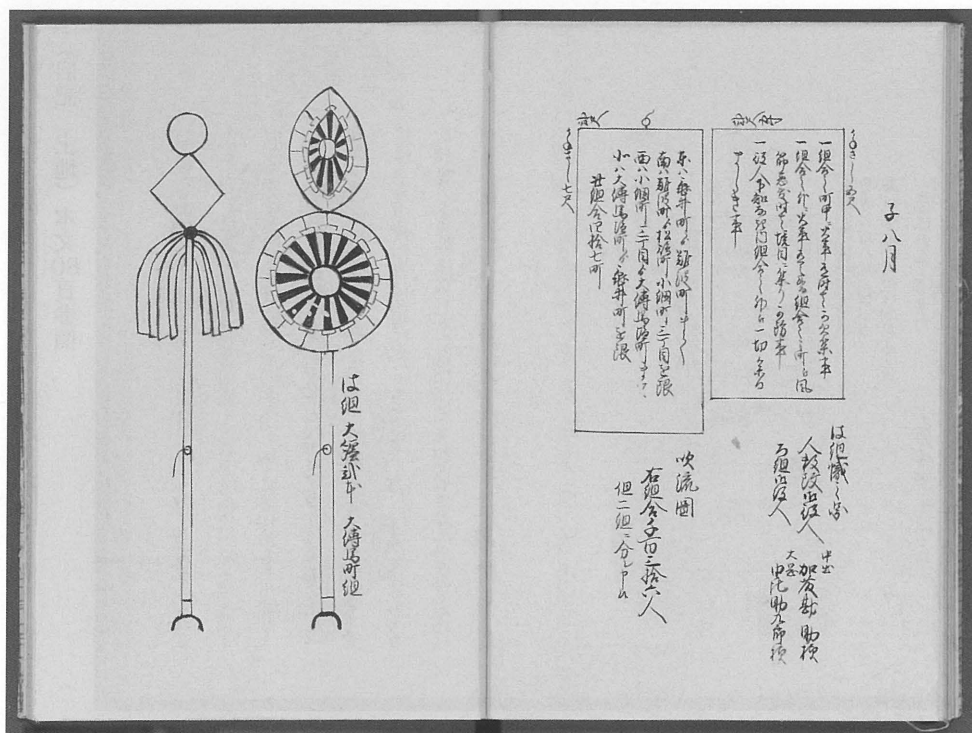
口絵1 「大伝馬塩町土手向四人之者藏地之元坪絵図」  
 ④ (旧記 土地) 本文80頁参照



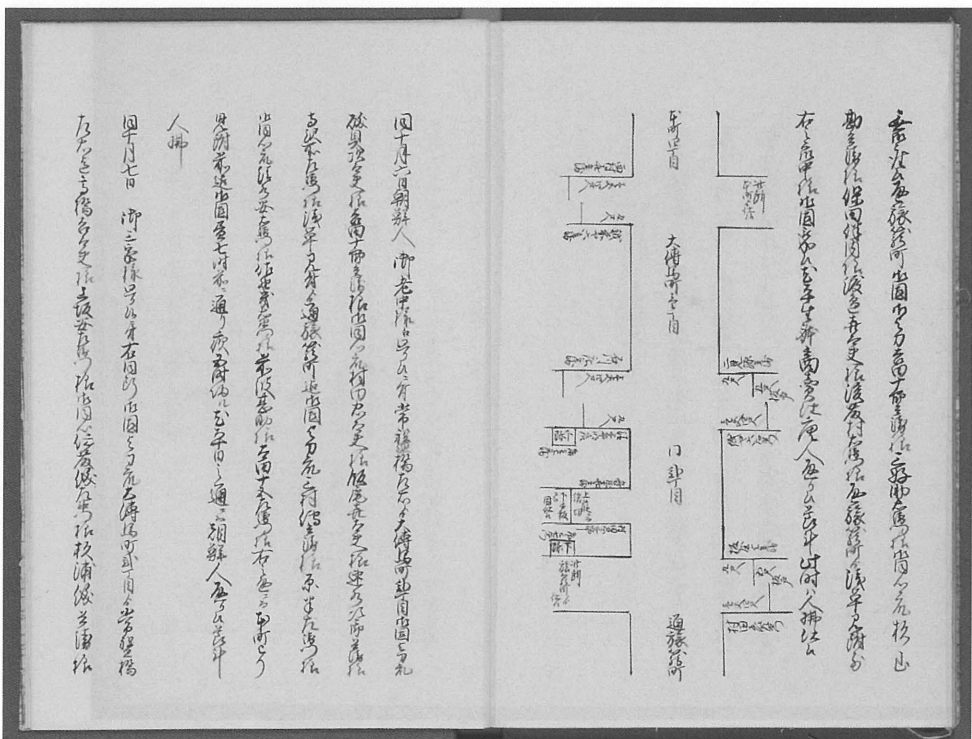
口絵2 (藏地御定杭間数割合絵図) ④ (旧記 土地) 本文81頁参照



口絵3 は組 幟・吹流・大纏図 ⑦旧記七（火事） 本文127頁参照



口絵4 (大伝馬町御固絵図) ⑦旧記七（火事） 本文131頁参照



目次

① (旧記) 訴訟・生業 ..... 1頁

- 一 御訴訟ニ罷出候者町役人江無断罷出申間敷旨連判之事  
(寛文五年二月)
- 二 先年御願事申上御沙汰無之儀可申上旨被仰渡之事(享保四年五月)
- 三 出入有之者預証文之儀ニ付被仰渡御触之事(享保三年九月)
- 四 惣而公事合御番所証文取集可差上旨被仰渡之事(享保四年十一月)
- 五 自今訴詔人御番所江罷出候節、御差紙可被遣旨被仰渡、御差紙御案文之事(年欠)
- 六 願事ニ付罷出候ハ、其支配名主方江御差紙被遣候旨被仰渡、御差紙御案文之事(享保六年五月)
- 七 訴訟諸願出入等名主與判之儀并取計方被仰渡之事(享保年間)
- 八 余中ニ而手負人有之節、御徒土目付御見分之上御差図を請可申儀并、訴方之儀被仰渡之事(享保十九年五月)
- 九 御番所御門内名主傘御免之事(元文元年五月)
- 十 高積御定、附火致候者可召捕儀、遺跡帳附之儀、諸御触事裏々迄入念可申聞儀被仰渡之事(享保十七年五月)
- 十一 右高積之儀御定尺窺之事(享保十七年五月)
- 十二 草分名主申合一件(元文三年三月)
- 十三 御番所御腰掛茶屋之者敷物代之儀ニ付、名主より御届申候一件(元文五年一月)
- 十四 御番所御腰掛江酒并目立候者持参仕間敷旨被仰渡之事  
(寛保元年十二月)
- 十五 万石以上以下御儉約被仰渡御書付写(辰六月)
- 十六 絹紬・布木綿寸尺御定被仰渡候ニ付、町々より連判取候事(寛文四年七月)
- 十七 会津曆壳候者見付、曆問屋江取候証文之事(宝永三年三月)
- 十八 新材木町稻荷社地ニ而猫損候ニ付御檢使之事(宝永四年二月)
- 十九 着船高書上之事(宝永四年四月)
- 廿 竹籬皮財布かつき候古鉄せり壳并仲買之者御尋之事  
(享保三年十月)
- 廿一 鉄炮所持之者書上之事(享保四年一月・享保六年二月)
- 廿二 桶師手間飯米代書上之事(享保四年七月)
- 廿三 點塗方存候者御用之由ニ付書上之事(享保五年五月)
- 廿四 刀・脇差鍛冶御尋ニ付書上之事(享保五年九月)
- 廿五 此方并角屋敷之者御年頭書上之事(享保五年十二月)
- 廿六 御手判之儀ニ付被仰渡之事(享保六年五月)
- 廿七 箱根御関所御定目写(元禄十四年十一月)
- 廿八 同所御手判之写(寛文十一年十一月)
- 廿九 土船商壳願人有之三付返答書之事(享保五年七月)
- 三十 川船御役所江船持人別江名主與判之儀ニ付窺書被仰渡并其外一件(享保六年七月)
- 三十一 辻駕籠御免許願一件(享保元年十二月・享保十三年十二月)
- 三十二 通旅籠町書役惣助・半兵衛兩人暇差遣并御配府触次之儀、其後兩人共帰役申付候一件(寛保元年三月・同六

月・同七月)

三十三 高瀬荷物問屋願人有之ニ付奥州船問屋共返答書一件(元文五年四月・同五月)

三十四 古鉄改惣代願人并返答書之事(元文五年十月)

三十五 町々明地・明店多候由之処人別高者減不申訳、并紛失物組合御届方之儀ニ付御尋并返答書之事(寛保元年五月)

三十六 油高直ニ付素人仕入御尋ニ付返答書一件(寛保元年三月・同四月)

三十七 紛失物之儀御尋之趣并存寄返答書之事(寛保元年十二月)

②(旧記 上水・下水・橋)……………29頁

一 大伝馬町式丁目辻より大坂町迄、上水樋榭新規仕替入目割之事(延宝八年十一月)

二 同所壺丁目本町四丁目境上水修復入目覚(元禄十三年六月)

三 本石町通上水之儀ニ付、彦右衛門方江合力金遣候哉之旨御尋ニ付書上一件(元禄十四年五月)

四 大伝馬町并数之覚(年欠)

五 本石町四丁目より久松町迄上水樋・浜町御武家方樋式筋有之候処、御武家方御入用樋壺筋ニ相成、其後出銀割合申来候事其外一件(元禄十五年十月・同十一月)

六 浜町武家方組合上水普請金壺ヶ年ニ五兩宛可差出旨相極候ニ付、武家方より取置候書付之事(元禄十六年八月)

七 神田御上水町々水役四郎兵衛与申者召抱候証文之事(宝永元年四月)

八 本町四丁目大伝馬町横町上水普請諸入用割付町数間数

之事(宝永三年四月) 附浜町御武家出銀御出し無之ニ付一件書留(年欠)

九 水役伝兵衛・伊兵衛水金取来候訳并四郎兵衛儀御尋ニ付返答書差出候事(享保五年五月・同十二月)

十 浜町御武家方分水普請等之節、直御掛合ニ可被成旨御達之事(享保五年十二月)

十一 本町壺丁目分榭南北戸樋寸法之事(享保十七年五月)

十二 上水一件、町御奉行様御掛被仰付候、并町年寄衆上水方掛り被仰付候事(元文四年八月)

十三 井戸ヶ輪・亀ノ甲矢来新規修復願方之事(寛保元年七月)

十四 大伝馬町下水幅之儀ニ付証文之事(寛文三年八月)

十五 同所下水浚請負証文之事(元禄十二年二月)

十六 大伝馬塩町牢屋前大下水落口之儀ニ付御尋之事(享保四年六月)

十七 六助橋普請請負人代金請取手形之事(年欠)

十八 千鳥橋入用金割付之事(貞享二年八月)

十九 御 公儀橋請負之節、砂利取人足請負之事(元禄十二年二月)

廿 武士方町方并町方計入目割合橋御尋之事(享保四年三月)

廿一 右ニ付伊勢町式ヶ所之橋書上候事(享保五年七月)

廿二 川岸蔵裏之方瓦庇願(元禄十二年七月)

廿三 新規蔵・建直蔵・新規湯屋名題・仲間有之商人諸願等之儀ニ付被仰渡之事(享保六年五月)

廿四 川岸地面より地代受取御忠節之儀、願人有之候ニ付返答書之事(元文五年一月・同二月)

- 一 大伝馬町式丁目忠右衛門悴忠次郎家督之儀ニ付証文取置候事(貞享元年九月)
- 二 通旅籠町七兵衛店千之助家督之儀ニ付証文取置候事(元禄四年八月・元禄九年八月)
- 三 同町徳力久兵衛遺言状并言上御帳付之事(元禄十四年五月)
- 四 大伝馬塩町半右衛門女房よし方より浅草瓦町平七江相掛り候跡式出入言上御帳付一件(元禄十四年二月)
- 五 下船横町成川太郎治家督出入并言上御帳付一件(元禄十四年十一月・同十二月・宝永二年七月)
- 六 大伝馬町式丁目美濃屋太兵衛遺言状并言上御帳付之事(元禄十五年五月)
- 七 遺跡御帳付猥りニ相成候趣被仰渡之事(元禄十五年八月・享保六年五月)
- 八 遺跡御帳付并家督弘之儀御触流願之事(享保十七年五月)
- 九 同断御帳ニ可相附儀不相附儀ケ条書窺之事(享保十七年五月)
- 十 町人病死後其子幼少ニ付後見相附候儀御尋并返答書之事(元文五年一月)
- 十一 四谷下名主悴見習勤願并家督願一件(享保三年二月・同四月・寛保元年三月・同四月・同五月・寛保二年九月)
- 十二 四谷伝馬町御能拝見罷出候人数御銭高少候訳御尋并返答書之事(寛保元年八月)

- 一 大伝馬町・通旅籠町新道御明被成、右ニ付会所切地沽券高并下水幅家作取払、其外一件(宝永元年八月・同九月)
- 二 通旅籠町南会所稻荷社一件之事(宝永二年二月)
- 三 大伝馬町会所ニ而代地被下置候ニ付、名主支配付一件(宝永二年四月)
- 四 通旅籠町会所残地御払ニ相成、延寿院落札ニ而買請候一件(宝永七年十月) 附稻荷社之事(宝永七年十月)
- 五 同町地尻御預地買請願一件(享保三年五月・同六月)
- 六 道御奉行所より被仰渡候儀ニ付証文之事(享保五年十一月)
- 七 日本橋内外町屋裏会所明地ニ有之候処、右会所新道ニ相成候年月御尋之事(享保十六年)
- 八 所々屋敷ノ猥ニ間数打候儀ニ付被仰渡之事(享保十六年十月)
- 九 町々往還ニ相掛り候諸願筋之儀ニ付返答書、并御番所・道御奉行所願方之儀、其外一件(寛保元年七月)
- 十 町絵図町名等之儀ニ付差出候書付之事(享保三年九月・同十月)
- 十一 大伝馬塩町土手取崩有之儀ニ付、御徒目付衆江書付差出候段訴之事(享保四年)
- 十二 本銀町壱丁目より大伝馬塩町・小伝馬上町迄土手藏地之始末不残一件書留、但牢屋敷御忠節願共(元文四年一月・同六月・同七月)
- 十三 大伝馬塩町土手向藏地之始末一件、書留并絵図共(元文四年七月・享保五年七月・享保六年四月)

- 十四 同町統阿部友之進拜借地名支配付一件 (元文二年二月)
- 十五 右同人葉草場之内藁葺小屋之儀御尋之事 (寛保二年三月)
- 十六 同町竹屋吉右衛門材木商売相止、綿問屋仕候ニ付書上之事 (元禄十三年六月)
- 十七 大伝馬町耆丁目家持六郎兵衛所持地面間数不足ニ付、書付取候事 (元禄十四年四月・元禄十六年五月)
- 十八 通旅籠町清須美源太郎御代官より前借致候ニ付、所持屋敷書上之事 (年欠)
- 十九 大伝馬塩町久左衛門新規湯屋相願候ニ付、障有無御尋之事 (元禄十一年十一月)
- 廿 湯屋相願候節之儀ニ付、先例書付差出候事 (元文五年一月)

⑤ (旧記) 金銀錢) ..... 87頁

- 一 大判高直ニ付御尋有之書付差出候事 (正徳二年三月)
- 二 両替商売仕候者名前御調ニ付書上一件 (享保三年二月・同十月)
- 三 両替商売仕候者人数六百人ニ御定被仰付、其外一件 (享保三年十月・享保十七年五月)
- 四 新金銀通用可仕御触之事、其外一件 (享保三年十月)
- 五 新金銀割合ニ付地代・店賃相滞窺書之事 (享保四年二月)
- 六 借金銀・買掛等之儀御取扱無之旨被仰渡之事 (享保四年十一月)
- 七 地代取立員数請取方割合被仰渡之事 (享保四年三月)
- 八 地代・宿代新金ニ而請取申度願之事 (享保四年四月)
- 九 切金・輕目金通用御触之事 (享保六年六月)

⑥ (旧記) 家財書上・祭祀) ..... 101頁

- 十 金銀引替割合御触之事 (元文元年五月)
- 十一 地代・店賃三割又者三割半相増取立申度旨願并右ニ付御尋之趣返答書一件 (元文二年六月・元文元年十月)
- 十二 日濟・車錢貸借之儀ニ付願人有之并返答書之事 (元文四年十一月・元文五年一月)
- 十三 小金・小錢貸惣代願人有之并返答書一件 (元文五年一月・元文四年十二月・元文五年二月・同三月)
- 十四 米高直ニ付町々御救御払米御訴訟并前々御救米例書 (元禄十二年二月)
- 十五 米高直打統候ニ付造酒御差留願一件 (元禄十五年三月)
- 十六 困窮之者可書出旨被仰渡之事 (享保六年五月)
- 一 此方家守利兵衛遠島被仰付候一件 (正徳四年四月・同五月・正徳五年十一月) 附送り物之儀并家財書上之事 (正徳四年四月)
- 二 通旅籠町欠落三郎左衛門家屋敷・諸道具、家質金主江相渡可申旨被仰付、其外出入一件 (享保四年十一月・同十二月)
- 三 同町七左衛門与申者先年御預被置候儀ニ付御尋之事 (享保三年十月)
- 四 堀留町耆丁目市郎兵衛店市左衛門所持之土蔵御封印并家財書上之事 (享保五年四月・同十一月)
- 五 同所式丁目家主太兵衛家財・諸道具書上之事 (享保五年七月)
- 六 大伝馬町式丁目三右衛門店欠落山三郎欠所道具覺 (享

保五年十月)

七 御畳人足請負手形之事 (元禄十二年十二月)

八 同断請負願人之事并返答書之事 (宝永四年四月・享保五年六月)

九 町役人足之儀割判鑑御渡可被成被仰渡候事 (享保五年十一月)

十 畳屋・畳刺相止候ニ付御畳大工江相届候哉之旨御尋之事 (元文五年七月)

十一 神田御祭礼先年之道筋御尋之事 (享保五年九月・元文五年六月)

十二 山王御祭礼差出候町々并氏子町々之訳御尋之事 (年欠)

十三 奥州出羽湯殿山おたけ大日如来開帳之事 (元文五年)

⑦旧記七 (火事) : .....

一 火之元之儀ニ付御触之事 (正徳四年十一月)

二 類焼之町々御徒目付衆御廻り被成候哉、拝借屋敷有之候哉并火事之節穴蔵焼灰取退候様子御尋之事 (享保三年九月)

三 火事之節諸道具仕廻候度数書上之事 (享保三年十月)

四 付附組合町々覚 (享保三年十二月)

五 類焼町々路次上家作相残シ屋根不致候趣御尋并返答書之事 (享保四年二月・同三月)

六 見苦敷家之分書上之事 (享保四年五月)

七 瓦葺望之者勝手次第可相願旨被仰渡之事 (享保五年二月)

八 火事場欠附之儀ニ付申合之事 (享保五年二月)

九 大伝馬町老丁目太物店路次上屋根仕付申度願并通旅籠

町・伊勢町裏店無之家作之分右同断願之事 (享保五年四月)

十 牢御屋敷近所町屋土蔵造願一件 (享保五年四月)

十一 屋根之儀漆喰土塗等之儀ニ付窺書之事 (享保五年四月)

十二 朱引欠附組合之儀ニ付差出候書付并火事之節防方之儀ニ付被仰付候一件 (享保五年七月・同八月)

十三 牢屋敷欠附之儀此度組合被仰付候ニ付御免願之事 (享保五年九月)

十四 火事場名主立合改可申旨被仰渡一件 (年欠)

十五 欠附人足老町より三拾人之処拾五人ニ減、雇人足ニ致候而ハ如何可有之哉之旨御尋ニ付返答書之事 (享保六年一月)

十六 焼死之者有之候ハ、御訴可申旨ニ付被仰渡之事 (享保六年三月)

十七 出火之節小火者御訴不申上、拾間余焼失者御訴可申上旨被仰付置候処、此度火方御加役より小火ニ而も御届可申旨被仰付候儀ニ付窺并被仰渡之事 (未十一月・同十二月)

十八 出火場野非人多怪敷候ニ付存寄申上候事 (寛保元年十二月)

十九 日光御 社參御留守中火用心申合之事 (申三月)

廿 小菅御 成御留守中自身番勤方窺之事 (年欠)

廿一 朝鮮人至着ニ付被仰渡、其外矢来締切等之儀一件 (享保四年八月・同九月)



## 凡 例

一、本書は、平成三十年三月時点で江戸東京博物館が所蔵している「大伝馬町名主馬込家文書」のうち「旧記」七冊を翻刻したものである。これら七冊のうち五冊は題箋を欠いており、題箋つぎの三巻、七巻も巻数記載のみである。そこで本書では『東京都江戸東京博物館調査報告書 第25集 江戸の町名主』（平成24年3月）掲載の「大伝馬町名主馬込家文書マイクロフィルム目録」（同書一四一頁）によつて表題を補し、左記のように配列・翻刻した。

- ① (旧記 訴訟・生業) 090002455 (江戸東京博物館の資料番号、以下同)
- ② (旧記 上水・下水・橋) 090002456
- ③ 旧記三(家督) 090002453
- ④ (旧記 土地) 090002457
- ⑤ (旧記 金銀銭) 090002458
- ⑥ (旧記 家財書上・祭礼) 090002459
- ⑦ 旧記七(火事) 090002454

二、翻刻にあたり、原文書の様式を尊重するようにつとめたが、編集の都合により、原文書の形態を損なわない程度に、次のようにした。

- ① 漢字は、当用漢字・常用漢字にあるものは、原則としてこれを用い、ないものは正字を用いた。  
但し、鉢・巾・惣・炮・籠・扣などは原文書のままとし、「井」は文字を小さくし右寄せした。
- ② 宛字・誤字はそのまま表記し、右傍に(ママ)を付した。正しい字がわかる場合は、右傍に(○)、(○カ)と注記した。

なお、以下の頻出する当て字は原文書のままとし、傍注を省略した。

- ③ 元録(≡元禄)、屋鋪(≡屋敷)、詮儀(≡詮議)  
已(≡以下・已前・已来・已上)、訴訟(≡訴訟)  
欠付(附)(≡駆付)、配府(≡配符)
- ④ 変体仮名は、原則として同音の平仮名に改めたが、助詞の「而」「二」「者」「江」「茂」「与」は原文書のままとし、文字を小さくし右寄せした。  
前記助詞のほか、「得」「之」もそのままとした。また、「ヶ所」「ヶ月」の「ヶ」は残した。
- ⑤ 合字(ちなど)は平仮名又は片仮名に改めた。  
べは「合計」の意の場合のみそのままとし、「締」「貫」の意の場合それぞれ漢字で記した。
- ⑥ 欠損、または判読不明の文字は、□□(字数分)、「」(字数不明)で示し、蝕損などは右傍に(虫損)(破損)と注記した。
- ⑦ 踊り字は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いる。大返しは、「く」を用いた。
- ⑧ 原文書中の行間の補記は、原則として本文中に繰り入れた。
- ⑨ 抹消は二重取消線を付し、訂正記事がある場合は右傍に記した。
- ⑩ 意味不明箇所については、右傍に(ママ)を付した。
- ⑪ 朱書は該当箇所を「」で括り、右肩上に(朱書)と注記した。
- ⑫ 追込方式とし、平出は二字あけ、闕字は一字あけとした。
- ⑬ 文中に適宜、読点(・)および並列点(・)を付した。
- ⑭ ( ) のないルビは、原文書のルビである。

三、「大伝馬町名主馬込家文書」の詳細については当館刊行の以下の報告書を参照されたい。

『東京都江戸東京博物館 調査報告書第21集 大伝馬町名主の馬込勘解由』（平成21年）

高山慶子「大伝馬町名主馬込家文書と関係資料について」

同 「大伝馬町の馬込勘解由」

「大伝馬町名主馬込家文書目録」／資料翻刻

『東京都江戸東京博物館 調査報告書第25集 江戸の町名主』（平成24年）

高山慶子「江戸の町名主―本書の目的と構成」

片倉比佐子「創設期江戸の名主の諸相」

加藤 貴「名主寄合と町方の合意形成―18世紀を中心に―」

小林信也「近世末期における名主の都市官僚化」

牛込 努「江戸町名主の明治」

牧野宏子「浅草福富町名主と文人たち―永野又次郎宛書簡より―」

高山慶子「名主の経済事情と金融」

大伝馬町名主馬込家文書マイクロフィルム目録

江戸の町名主研究文献目録

四、本書の編集は江戸東京博物館学芸員市川寛明が担当した。なお翻刻にあたっては江戸東京博物館友の会館蔵古文書翻刻プロジェクトの以下のメンバーの協力を得た。

安倍良男 上田洋子 小島みどり 早田晴子 鶴尾淳子

寺嶋滋夫 丹羽高利 平川亮一 三神千種 宮前一雄

（平成三十年三月）

江戸東京博物館  
史料叢書 9

江戸大伝馬町名主馬込家文書 旧記

発行日 平成三十年三月十五日

編集 東京都江戸東京博物館  
都市歴史研究室

発行 (公財) 東京都歴史文化財団

東京都江戸東京博物館

〒一三〇-〇〇一五

東京都墨田区横網一丁目四番一号

TEL 〇三-三六二六-九九七四(代表)

FAX 〇三-三六二六-八〇〇二

印刷 光写真印刷株式会社

ISBN 978-4-909155-06-1 C0021